



1. リハビリテーション療法士の卒後教育制度(レジデント制度) 2. 男性職員の育児休暇取得の促進

医学部 教授 馬庭 壯吉

1. リハビリテーション療法士の卒後教育制度(レジデント制度)

療法士の急増によって卒後教育を提供できる施設は不足しています。医師や看護師と比較して療法士に対する教育プログラムは全国的にも十分整備されていません。

そこで本院では、2023年度からレジデント制を導入し、作業療法士1名を採用しました。2024年度からは理学療法士、言語聴覚士にも拡大していきます。本院でのプログラムを終了した療法士が県内外への地域に定着することで、リハビリテーション医療水準の地域間格差をなくし、連携が強化できるものと考えます。

2. 男性職員の育児休暇取得の促進

積極的に男性職員が1-2か月間の育児休暇をとることを推進しています。その結果、過去4年間に療法士7名が育児休暇をとっています。男性医師においても療法士と比較して期間は短くなりますが休暇を取得しています。リハビリテーション部門全体の実績はやや低下するものの、仕事や職場への満足度は向上し(院内での調査ではリハビリテーション部職員は常に上位にランクインしています)、働きやすい職場環境を提供することに役立っています。